

# 第1回西和賀町議会臨時会

令和5年5月10日（水）

午前10時00分 開 議

事務局長 しばらくの間会議を進行させていただきます。議会事務局長の小林英介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の臨時会に先立ちまして、内記和彦町長よりご挨拶があります。内記町長、演壇でお願いいたします。

町長 おはようございます。開会に先立ちまして、私から挨拶をさせていただきます。

このたびの議会議員選挙におきましてご当選されました皆様にお喜びを申し上げます。

議会の皆様におかれましては、本町が有する特色の強みを伸ばし、町の活性化を図る、あるいは生活基盤の強化、基幹産業を支えるためなど、それぞれ町民の皆様の負託に応えるべくご決意されたことと存じます。

地方自治、市町村の基本的な役割、目的は、住民福祉の向上にあります。そのためには、的確な政策及び具体的な施策、事業の設定と展開、実行が必要であると考えております。議員の皆様には、それぞれのお考えや視点、皆様に寄せられました町民からの期待があるものと存じます。これからの議会の場におきまして、発展性のある健全な議論を通じて、よりよい政策形成とその評価、確認がなされるよう、ご指導、ご指摘、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局長 次に、職員紹介を刈田哲彦副町長からお願いします。

副町長 おはようございます。それでは、私のほうから職員を紹介させていただきます。

初めに、町長の内記和彦です。

会計管理者兼税務課長、宇都宮清美です。

会計管理者兼税務課長 宇都宮です。よろしくお願いいたします。

副町長 総務課長、選挙管理委員会書記長併任、吉田博樹です。

総務課長 吉田です。よろしくお願いいたします。

副町長 企画課長兼ふるさと振興課長、高橋光世です。

企画課長兼ふるさと振興課長 よろしく申し上げます。

副町長 観光商工課長、真壁一男です。

観光商工課長 よろしく申し上げます。

副町長 建設課長兼上下水道課長、佐藤太郎です。

建設課長兼上下水道課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

副町長 農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長併任、菊池輝昌です。

農業振興課長兼林業振興課長 よろしく申し上げます。

副町長 町民課長、小松重貴です。

町民課長 よろしく申し上げます。

副町長 健康福祉課長、新田由香里です。

健康福祉課長 よろしく申し上げます。

副町長 西和賀さわうち病院事務長、東清彦です。

病院事務長 よろしく申し上げます。

副町長 議会事務局長兼監査委員事務局長、小林英介です。

事務局長 小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長 あわせて職員を紹介いたします。主査、藤島和です。

事務局主査 藤島です。よろしくお願いいたします。

副町長 主任、刈田真理子です。

事務局主任 よろしく申し上げます。

副町長 次に、教育委員会部局です。

教育長、柿崎肇です。

教育長 柿崎です。よろしくお願いいたします。

副町長 学務課長、照井哲です。

学務課長 照井です。よろしくお願いいたします。

副町長 生涯学習課長、柳沢里美です。

生涯学習課長 柳沢です。よろしくお願いいたします。

副町長 私、副町長の刈田哲彦です。よろしくお願いいたします。

それから、今日この場には出席しておりませんが、管理職職員として健康福祉課、保健師長、中野真理、保育所は新町保育所長、黒渕真貴子、せんだん保育所長、高橋佳代子、川舟保育所長、刈田紀代子。それから、病院関係ですけれども、総括院長、北村道彦、病院長、小原眞、総看護師長、佐藤美香、副総看護師長、高橋千秋、副総看護師長、高橋清恵、看護師長、佐々木美千子であります。

以上のメンバーで令和5年度の行政を執行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わります。

事務局長 本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中では、柳沢安雄議員が年長議員となりますので、ご紹介いたします。

柳沢安雄議員、議長席にご着席願います。

(臨時議長 柳沢安雄君議長席に着席)

臨時議長 ただいま紹介されました柳沢安雄でございます。議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力によりまして無事に職責を果たしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議員各位から自己紹介をお願いします。ただいま議員各位が着座している1番の席から順に住所、氏名、職業を紹介していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、1番からお願いしたいと思います。

高橋義彦君 川舟の高橋義彦と申します。会社員です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 2番、お願いします。

唐仁原俊博君 上野々地区の唐仁原俊博です。会社役員をしております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 3番。

中村ひとみ君 おはようございます。川舟地区の中村ひとみと申します。職業は飲食店経営です。自営業です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 4番、お願いします。

普本歌織君 長瀬野、普本歌織です。団体役員です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 5番。

刈田敏君 沢内字新町の刈田敏です。会社員です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 6番。

高橋到君 湯田の高橋到です。職業、農業です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 7番。

高橋敏樹君 小繫沢の高橋敏樹です。職業は自営業です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 8番。

真嶋実君 上野々、真嶋実です。僅かばかりでありますけれども、農業を営んでおります。よろしくお願いいたします。

臨時議長 9番。

北村嗣雄君 貝沢、北村嗣雄でございます。農業をやっております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 10番。

高橋宏君 弁天の高橋宏です。農業をやっております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 12番、お願いします。

高橋雅一君 沢内、大野の高橋雅一と申します。一般社団法人の代表をやっております。よろしくお願いいたします。

臨時議長 最後に私のほうから申し上げます。

湯本地区の柳沢安雄と申します。職業は商業

を営んでおります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で自己紹介を終わります。

ただいまから第1回西和賀町議会臨時会を開会します。

出席議員数は全員であります。会議は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりでありますので、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席順とします。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人は1番の高橋義彦君及び2番、唐仁原俊博君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

それでは、投票用紙の配付をお願いします。

(投票用紙配付)

臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 異状なしと認めます。

投票上の注意を申し上げます。選挙は、公職選挙法に準じて行います。他事記載は無効、敬称はこれを有効と認めます。白紙は無効といたします。同点の場合は、抽せんによって決めます。以上の点に注意され、各自自席で記載の上、投票をしていただきます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議

席ナンバー、氏名を読み上げますので、順に投票をお願いします。

なお、円滑に投票が行われるように、議員は時計回りに移動をお願いします。

(事務局長氏名を点呼・投票)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番、高橋義彦君、2番、唐仁原俊博君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長 それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち高橋雅一君9票、高橋宏君3票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、高橋雅一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長 ただいま議長に当選されました高橋雅一君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

高橋雅一君に当選承諾の挨拶を求めます。演壇にてお願いいたします。

高橋雅一君。

議長 議長就任に当たって、一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、西和賀町議会の議長に選任を賜り、心から感謝を申し上げます。限りなく光栄に存じますとともに、責任の重さを痛感いたしております。私は、議員各位のご理解とご支援を得ることを念頭に置いて、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

地方自治の本旨は、議会と執行部は共に切磋琢磨し、社会福祉をはじめとした住民生活の向上に努める2元代表制にあると考えております。

西和賀町議会においても、町長としっかりとした議論を重ね、町民のための施策を実践していくことが西和賀町の発展につながるものと確信いたしております。

西和賀町は、急速な人口減少や厳しい財政状況であります。活力と魅力にあふれ、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の皆様の一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様とともに頑張る所存でございます。今、集落は存亡の危機に近い状態にあります。だからこそ、議員は一致団結し、町とともに決めたことは一枚岩となって、住民のために限りなく頑張ることが必要であります。

そのために、議員各位の温かいご支援とご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

臨時議長 ただいまの挨拶をもって当選承諾と認めます。

以上で臨時議長の職務を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長と議長席を交代します。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時32分 再 開

(臨時議長と議長交代)

議長 休憩を解き、会議を再開します。

これより議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議席の指定については、これより抽せんをもって行います。事務局職員が議席1番から回りますので、自席において抽せん棒を引いてください。

なお、慣例により議長席は末番であります12番とし、また後ほど選挙されます副議長は11番ということにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議席の指定については、そのように決定いたしました。

したがいまして、抽せんにより11番席となられた方は、副議長になられた方と議席を交換していただきます。

それでは、ただいまより抽せんを行います。

(抽せん)

議長 抽せんが終わりましたので、事務局長から報告させます。

事務局長 それでは、議席の報告をさせていただきます。

1番、北村嗣雄議員。

2番、真嶋実議員。

3番、普本歌織議員。

4番、中村ひとみ議員。

5番、高橋敏樹議員。

6番、唐仁原俊博議員。

7番、高橋義彦議員。

8番、高橋宏議員。

9番、高橋到議員。

10番、柳沢安雄議員。

11番、刈田敏議員。

12番は議長席となります。

以上で報告を終わります。

議長 それぞれただいまのとおり指定いたします。直ちに本議席に移動願います。

その間、10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、北村嗣雄君、2番、真嶋実君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限り

にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

続いて、日程第4、副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、北村嗣雄君及び2番、真嶋実君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

(投票用紙配付)

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長 異状なしと認めます。

投票上の注意を申し上げます。選挙は、公職選挙法に準じて行います。他事記載は無効、敬称はこれを有効と認めます。白紙は無効といたします。同点の場合は、抽せんによって決めます。以上の点に注意をされ、記載の上、投票をしていただきます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号、氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

なお、円滑に投票が行われるよう、議員は時計回りに移動をお願いします。

(事務局長氏名を点呼・投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声)

議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。北村嗣雄君、真嶋実君の開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長 開票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち刈田敏君11票、普本歌織君1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票となっております。したがって、刈田敏君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

議長 ただいま副議長に当選された刈田敏君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

刈田敏君に当選承諾の挨拶を求めます。演壇にてお願いいたします。

刈田敏君。

副議長 西和賀町第1回臨時議会において副議長に選任されました刈田敏です。一言ご挨拶申し上げます。

まずもって、議員の皆様、どうもありがとうございました。精いっぱい頑張って、何とか議会の運営を努めてまいりたいと思います。

西和賀町には、数多くの問題が蓄積されております。問題を一つでも解決するため、議長を支え、公正、円滑、そして気力のある議会に努めてまいりたいと思いますので、皆様方にはご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。私からの就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの挨拶をもって当選承諾と認めます。

議席の指定の際に申し上げましたが、副議長の議席は11番となっておりますので、このままで議席が確定いたします。

次に、日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

委員の選任に当たっては、西和賀町議会委員

会条例第8条第1項の規定に、議長が会議に諮って指名するとありますが、指名に当たっては議員各位の希望を伺いたいと思います。ここで休憩し、別室にて全員協議会を開催しますので、議員各位は移動してください。町当局は、一旦退席されても結構ですが、また後ほど出席をしていただくことになります。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前 11時05分 休 憩

午後 2時03分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、常任委員会委員の選任を行います。委員の選任に当たっては、休憩中の全員協議会において議員各位の希望や意見等を伺い、次のように指名します。

指名した結果を事務局長に朗読させます。

事務局長 それでは、常任委員会の選任結果について朗読いたします。

総務教民常任委員会委員です。定員6名、任期は2年となっております。3番、普本歌織議員、5番、高橋敏樹議員、8番、高橋宏議員、9番、高橋到議員、10番、柳沢安雄議員、12番、高橋雅一議員です。

続きまして、産業建設常任委員会委員です。定員は6名、任期は2年です。1番、北村嗣雄議員、2番、真嶋実議員、4番、中村ひとみ議員、6番、唐仁原俊博議員、7番、高橋義彦議員、11番、刈田敏議員です。

続きまして、広報編集常任委員会委員です。定員は5名、任期は2年です。2番、真嶋実議員、3番、普本歌織議員、5番、高橋敏樹議員、6番、唐仁原俊博議員、11番、刈田敏議員。

以上です。

議長 以上、ただいまのとおり選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただいまのとおり選任することに決定しました。

なお、本職は、総務教民常任委員会に所属することになりましたが、慣例によりこの職を辞退いたします。

続いて、日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により指名します。

指名した結果を事務局長に朗読させます。

事務局長 議会運営委員会委員の選任結果について朗読いたします。

定員は5人、任期は2年となっております。

1番、北村嗣雄議員、2番、真嶋実議員、9番、高橋到議員、10番、柳沢安雄議員、11番、刈田敏議員。

以上です。

議長 以上、ただいまのとおり選任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただいまのとおり選任することに決定しました。

続いて、日程第7、委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。それぞれの委員会から互選結果の報告がされております。

結果について、事務局長に朗読させます。

事務局長 委員長、副委員長の互選結果を朗読いたします。

総務教民常任委員会、委員長、柳沢安雄議員、副委員長、高橋敏樹議員。

続きまして、産業建設常任委員会、委員長、北村嗣雄議員、副委員長、高橋義彦議員。

続きまして、広報編集常任委員会です。委員長、真嶋実議員、副委員長、唐仁原俊博議員。

続きまして、議会運営委員会です。委員長、高橋到議員、副委員長、柳沢安雄議員。

以上です。

議長 以上、ただいまのとおり報告がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまのとおり決定しました。

続いて、日程第8、北上地区広域行政組合議会議員の選挙を行います。

この件については、組合規約による本議会議員の定数は2名で、任期は4年となります。

いかなる方法で行うかお諮りいたします。

柳沢安雄君。

10番 本件の選挙の方法は、指名推選ということでお諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長 ただいま柳沢安雄君から指名推選の方法を取りたいとの動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

このとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方法に決定しました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。

柳沢安雄君。

10番 北上地区広域行政組合議会議員については、北村嗣雄君、高橋到君を推薦したいと思いますので、お諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長 北上地区広域行政組合議会議員には、北村嗣雄君、高橋到君を推薦する旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

採決を行います。

このとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、北上地区広域行政組合議会議員は、

北村嗣雄君、高橋到君に決定いたしました。

続いて、日程第9、北上地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本件について、組合規約による本議会議員の定数は2名で、任期は4年となります。

いかなる方法で行うかお諮りいたします。

柳沢安雄君。

10番 本件の選挙の方法については、指名推選ということでお諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長 ただいま柳沢安雄君から指名推選の方法を取りたいとの動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

このとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方法に決定しました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。

柳沢安雄君。

10番 北上地区消防組合議会議員については、高橋敏樹君、刈田敏君を推薦したいと思いますので、お諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長 北上地区消防組合議会議員には、高橋敏樹君、刈田敏君を推薦する旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

採決を行います。

このとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、北上地区消防組合議会議員は、高橋敏樹君、刈田敏君に決定いたしました。

続いて、日程第10、岩手中部広域行政組合議会議員の選挙を行います。

本件についても、組合規約による本議会議員の定数は2名で、任期は4年となります。

いかなる方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

9番 本件の選挙の方法については、指名推選ということでお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から指名推選の方法を取りたいとの動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

このとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方法に決定しました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。

高橋到君。

9番 岩手中部広域行政組合議会議員については、高橋義彦君、柳沢安雄君を推薦したいと思います。お諮りいただきます。

(賛成の声)

議長 岩手中部広域行政組合議会議員には、高橋義彦君、柳沢安雄君を推薦する旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

採決を行います。

このとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、岩手中部広域行政組合議会議員は、高橋義彦君、柳沢安雄君に決定いたしました。

続いて、日程第11、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件について、連合規約により、本議会議員の定数は1名で、任期は4年となります。

いかなる方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

9番 本件の選挙の方法については、指名推選ということでお諮りをいただきたいと思います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から指名推選の方法を取りたいとの動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

このとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、本件の選挙については指名推選の方法に決定しました。

どなたを推薦されるかご発言をいただきます。

高橋到君。

9番 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員については、真嶋実君を推薦したいと思います。お諮り願います。

(賛成の声)

議長 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員には、真嶋実君を推薦する旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

採決を行います。

このとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

よって、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員は、真嶋実君に決定いたしました。

ここで2時30分まで休憩いたします。

午後 2時15分 休 憩

午後 2時30分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 それでは、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、吉田博樹。企画課長兼ふるさと振興課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設



課長兼上下水道課長、佐藤太郎。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上です。

議長 次に、日程第12、諸報告を行います。

町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 私から4項目について行政報告を申し上げます。

初めに、西和賀さわうち病院の医師体制について報告します。4月1日付で岩手県からの派遣医師として石亀慎也医師が着任されております。小原院長を含めて常勤医師3名、非常勤医師1名の診療体制を確保することができ、大変ありがたく思っております。

石亀先生は盛岡市出身で、小原院長と同じ自治医科大学のご出身です。令和5年3月まで、和歌山県の橋本市民病院に勤務されておりました。石亀先生の専攻は総合診療科で、令和元年9月には約1か月間、岩手県立中部病院の臨床研修医としてさわうち病院で研修をされたということもあり、着任後すぐに患者さんやスタッフとも打ち解け、内科医長として精力的に診療活動を行っていただいております。これまでの経験を生かし、本町の医療の充実にご貢献いただくことを期待しているところであります。

続いて、議会の議決を得た請負契約について、契約金額に増減がなく、議会の議決事項とならない工期のみの変更に関わる変更契約を締結したので、その内容について報告します。令和4年7月20日に議決をいただいた旧開発総合センター解体工事についてですが、令和5年3月議

会において繰越しの議決をいただき、令和5年3月22日に令和5年5月31日まで工期を延長する変更契約を締結しております。

続いて、公用車の事故など、3件に伴う損害賠償に関わる専決処分について報告します。1件目は、本年1月29日、川尻地内において、除雪ダンプが十字路に侵入した際、一時停止を無視して走行してきた乗用車と接触し、当該乗用車が全損したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は4万570円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、本年1月23日、湯川地内において、スクールバスがバックしたところ、注意を怠り、駐車していた車両に接触し、当該車両を損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は11万9,966円となり、全額を保険金により支払うものであります。

3件目は、昨年12月22日、沢内字川舟地内において、川舟地区公民館の駐車場に駐車していた車両に、公民館の屋根から雪庇が落下したことによる当該車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は68万1,884円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので省かせていただきますが、公用車の運行に当たっては安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変

更され、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されました。また、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされました。

今後は、国から個人や事業者の判断に資するような情報が提供されますので、国の対応を参考にしながら、必要に応じて町民の皆様にお知らせしてまいります。

県内の感染状況は、下げ止まりの状況の後、緩やかな増加傾向となっております。引き続き町民の皆様には、場面、場面に応じた感染対策の実践にご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種についてです。令和5年度は、5月から接種を開始する春接種と9月から接種を開始する秋接種の2回を予定しております。春接種の対象者は、1回目、2回目の初回接種を終えている65歳以上の方、5歳以上の基礎疾患をお持ちの方、医療機関や高齢者施設等に従事する方です。

町では、5月16日から個別接種、7月8日に集団接種を予定しております。引き続き対象者の皆様には、ワクチン接種の情報を提供してまいりますと考えております。

私から、以上4項目についての行政報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第13、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正

に伴い、西和賀町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めます。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の改正につきましては、県から示された条例改正の例、いわゆる旧準則に基づき行うものです。

なお、改正部分には下線を引いてありますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い、条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正において内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

初めに、今回の主な改正内容は、森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税における環境性能割の税率区分の見直し、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限の延長等を行うものです。

それでは、西和賀町税条例の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定しているもので、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとしたものです。

3ページをお開きください。第38条は、個人の町民税の徴収の方法等を規定しているもので、森林環境税を市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収するものです。

参考までに、新設される森林環境税は、国内に住所を有する個人に課税されるもので、税率は年額1,000円でございます。国税ではあるものの、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人均等割と併せて賦課徴収するものです。

また、東日本大震災を教訓とした、防災施設に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率引上げ分、年額1,000円が令和5年で終了し、令和6年1月1日から森林環境税の課税が開始されることから、国民に税負担の増減は生じないこととなっております。

次に、第41条から8ページの第47条の6までは、先ほどと同じく森林環境税の導入に伴う改正となっております。

10ページをお開きください。第82条は、軽自動車税の種別割の税率について規定しているもので、ミニカー及び特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードなどのいずれかの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分から除くこととし、全ての特定小型原動機付自転車に、現行の第1種原動機付自転車と同一の税率区分が適用されることとなりました。このことにより、電動キックボード等などの税率を年額2,000円と定めるものです。

次に、12ページの附則を御覧ください。第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定しているもので、適用期限を3年延長するものです。

13ページからは、読替規定になります。

16ページをお開きください。第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を規定しているもので、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更するものです。

第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を規定しているもので、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状

況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととしました。

第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定しているもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間、25%軽減の対象については2年間延長するものです。

最後に、21ページをお開きください。改正附則第1条では施行期日を令和5年4月1日とし、第2条から第4条まではそれぞれの経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(西和賀町税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第14、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号  
専決処分事項の承認を求めることについて（西  
和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条  
例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正  
に伴い、西和賀町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例を地方自治法第179条第1項の規  
定により、令和5年3月31日に専決処分したの  
で、同条第3項の規定により、その承認を求め  
るものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしま  
すので、ご審議の上、原案のとおりご承認くだ  
さいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 初めに、今回の主な改正内容について  
ですが、後期高齢者支援金等課税額に係る課税  
限度額の引上げ及び国民健康保険税の減額の基  
準について、軽減判定所得の見直しをするもの  
です。

西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正す  
る条例の1ページを御覧ください。第2条は、  
国民健康保険税の課税額を規定しているもの  
になりますが、法律改正に合わせて改正するもの  
で、令和4年度の税制改正においても課税限度  
額が引き上げられたところではありますが、令和  
5年度においても負担の公平性の確保、中間所  
得層の負担の軽減を図る観点から、後期高齢者  
支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万  
円から22万円に引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額を規定して  
いるもので、国民健康保険税の負担能力が特に  
不足している被保険者を救済するため、第2条  
の改正に合わせ、後期高齢者支援金等課税額に  
係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引  
き上げた上で、軽減措置の対象を拡大するもの  
です。

2ページをお開きください。第2号では5割  
軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

おいて、被保険者数の数に乗すべき金額を現行  
の28万5,000円から29万円に、第3号では2割  
軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に  
おいて、被保険者数の数に乗すべき金額を現行  
の52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げ  
るものです。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国  
民健康保険税の課税の特例を規定しているもの  
で、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整備  
をするものです。

3ページを御覧ください。第24条の2は、特  
例対象被保険者等に係る申告を規定しているも  
ので、国民健康保険条例参考例改正に合わせて  
改正するものです。

4ページをお開きください。4ページから9  
ページまでは、制定附則の改正であります  
が、対応する法令の規定の書きぶりと合わせるもの  
です。

9ページをお開きください。下段の部分にな  
ります。最後になりますが、改正附則について  
でございます。第1項では施行期日を令和5年  
4月1日とし、10ページの第2項では経過措置  
を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原  
案のとおりご承認くださいますようお願いいたしま  
す。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めるこ  
とについて（西和賀町国民健康保険税条例の一  
部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第15、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年、年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定、基金充当事業に関わる決算見込額の変更など、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億900万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,003万4,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については、7ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、2款総務費、ふるさと納税推奨事業を追加するものです。

第3条、債務負担行為の補正については、8ページ、第3表、債務負担行為補正のとおり、令和4年度中小企業振興資金融資に伴う利子補

給事業について、限度額を127万円に変更するものです。

第4条、地方債の補正については、9ページ、第4表、地方債補正のとおり、河川改修事業ほか2事業について、事業費の確定に伴い、歳入限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。16ページをお開きください。2款1項1目一般管理費536万2,000円の増額は、令和4年度末の退職者に係る退職手当組合特別負担金の額確定に伴う700万1,000円の増額及び入札参加資格受付システム共同利用負担金の額確定に伴う163万9,000円の減額によるものです。

2款1項5目財産管理費、庁舎等改修事業126万5,000円の減額は、事業費の確定に伴うものであります。基金造成事業、企画課分1億5,679万8,000円の増額は、特別交付税及びふるさと納税の額の確定に伴い、財政調整基金積立金6,000万円の増額、減債基金積立金1億円の増額、がんばる西和賀応援基金積立320万2,000円の減額をするものです。基金造成事業、農業振興課分1,933万1,000円の増額は、歳入の長峰ミルキーセンター使用料相当額1,933万1,000円を農業みらいづくり基金に積み立てるものであります。

6目企画費、ふるさと納税推奨事業320万円の減額は、返礼品費用等の経費の確定に伴うものであります。

17ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費771万円の減額及び2款1目児童福祉総務費512万円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものであります。

18ページをお開きください。4款1項1目保

健衛生総務費、医師養成事業1,360万円の減額は、対象者がなかったことからこれを減額するものであります。

19ページを御覧ください。2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業428万4,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金過年度返還金の額確定に伴うものであります。

7款1項2目商工振興費3,118万7,000円の減額及び3目観光費372万円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものであります。

次に、20ページをお開きください。9款1項2日常備消防費94万1,000円の減額は、北上地区消防組合分賦金の額確定に伴うものであります。

10款3項2目教育振興費95万円の増額は、全国中学校スキー大会等派遣補助金になります。

5項1目保健体育総務費59万3,000円の増額は、JOCジュニアオリンピックカップ等大会派遣補助金になります。

2目体育施設費、川尻体育館管理費238万7,000円の減額は、事業費の確定に伴うものであります。

21ページを御覧ください。12款1項1目地方債償還元金51万7,000円の減額は、償還元金の額確定に伴うものです。

次に、12ページからの歳入について説明いたします。2款地方譲与税から13ページの10款環境性能割交付金まで及び13款交通安全対策特別交付金の増減額については、譲与税、交付金のそれぞれの額確定に伴うものであります。

12款1項地方交付税2億2,058万円の増額は、特別交付税の交付額確定に伴うものであります。

16款2項1目総務費国庫補助金2,073万円の減額、14ページの2目民生費国庫補助金718万5,000円の減額及び17款2項1目総務費県補助金4,000円の減額、2目民生費県補助金250万2,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴うものであります。

19款1項寄附金640万4,000円の減額は、がんばる西和賀応援寄附金の確定に伴うものです。

20款1項基金繰入金6,826万3,000円の減額及び2項他会計繰入金372万円の減額は、歳出における充当事業の事業費確定等に伴い、繰入額を調整したものであります。

22款4項雑入1,941万1,000円の増額は、株式会社湯田牛乳公社から納入された長峰ミルクセンター使用料相当額1,933万1,000円の増額及び開発総合センター解体工事に係る花巻農業協同組合負担分8万円を増額するものであります。

15ページを御覧ください。23款町債は、第4表、地方債補正に合わせて庁舎等改修事業ほか2事業の財源調整を行ったものであります。

次に、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正は、1事業を追加するものです。2款1項総務管理費、ふるさと納税推奨事業について、一部の返礼品において多数の申込みがあり、製造、発送に遅延が生じ、年度内に完了が見込めないため、これを繰り越すものであります。

次に、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正は、1事業の変更であります。令和4年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業について、限度額を78万8,000円から127万円に変更するものであります。

9ページをお開きください。第4表、地方債補正です。地方債の補正は、河川改修事業ほか2事業について、事業費の確定に伴い、借入限度額を変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

11番、刈田敏君。

11番 16ページの企画費のマイナポイントの申込み支援の状況というものを数値的なものがあればお知らせください。あと、これに関しては

終了になったのか、その辺。ちょっと課長替わったので、あれだと思いますけれども、分かる部分でお答えというか、企画のほうだか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えいたします。

細かい数字は、ちょっと今持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。そちらご容赦いただきたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 マイナポイントの状況については、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、カードをつくったことによってもらえるポイントの申請は2月で終了しておりますけれども、ポイントの交換時期につきましては5月末から9月末のほうに延長しておりますので、まだ続いております。

議長 高橋宏君。

8番 私からは、歳出の16ページ、農業みらいづくり基金積立金、確認なのですけれども、これは長峰の、歳入のほうにある14ページの長峰ミルキーセンター使用料相当額ということ、牛乳公社さんからの返済を基金積み立てるということの説明受けた、そのことだと思うのですけれども、これが全てではないというか、このみらいづくり基金に積立金というのは今後ともまだ牛乳公社さんのほうから入ってきて、この基金に積み立てられるということなのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

牛乳処理加工施設分につきましては、約2億2,000万ほどございますけれども、令和5年度に全額償還するというので、それにつきましてもこの基金に積み立てるというふうな考え方でございます。

以上でございます。

議長 高橋到君。

9番 7ページの繰越明許費、これ先ほど説明あったのですが、もうちょっとこれ詳しく商品とか、品物とか、そういうのを詳しく説明して

いただけませんか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

繰越明許費に関してでございますが、23ページに少し詳しい調書が載せてございます。繰越使用を必要とする理由のところ、先ほど説明したとおり、ふるさと納税の一部の返礼品について多数の申込みがあったことから、製造、発送が間に合わなかったということで、これを令和5年度に繰り越すということでございます。特定の事業者名はちょっと差し控えさせていただきますけれども、返礼品の品物につきましてははわらび餅となっております。

議長 北村嗣雄君。

1番 18ページのにしわが子育て世帯臨時特別給付金の金額の400万余りですが、これの詳細についてお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 18ページのにしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業についてお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、6月議会定例会と、それから11月議会の臨時会のほうで、それぞれ児童1人当たり3万円と2万5,000円を給付した事業のそれぞれの事業が確定したことに伴いまして、事業の精査をして減額ということになってございます。科目ごとに時間外、それからあと消耗品、印刷費、それから通信運搬費、振込手数料というところで、それぞれ事務費については実績に基づいて減額をしております。

扶助費につきましては、当初それぞれ対象のお子さんと、それからあと年度末まで出生する新生児につきまして概算で積算をして、試算して計上したところですが、実績に基づきまして400万ほどの減額ということになってございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 そうしますと、当初予定されたというか、予算化された中で対象というか給付にならなか

ったというか、対象外の方というお子さんというのは、これ何人かいらっしゃるわけですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 にしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業に関しましては、ゼロ歳から18歳までの児童ということになりますので、こちらについてはまず対象の方々についてはお知らせをして、全員から申請をいただいて支給のほうをしているという状況になってございます。

議長 柳沢安雄君。

10番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、先ほど9番議員さんからふるさと納税の返礼品について、当局のほうからご説明がありましたけれども、わらび餅ということで、それが何か所かで製造されているわけですね。その3か所ともどうしても製造に追いつかなかったということで遅れているのか、その辺をちょっと。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

わらび餅に関しては、議員ご指摘のとおり何事業者かございますけれども、今回製造、発送が追いつかなかったというのは1事業者のみでございます。

議長 柳沢安雄君。

10番 ただいまの説明では、1事業者が追いつかなかったという説明でございますけれども、その1事業者の分をほかのほうに回すということとはできないわけなのですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それは、事業者ごとに返礼品を出しておりますので、その1事業者の返礼品に申込みが殺到したということでございますので、そういうほかの事業者から流用ということは、ちょっと今回の場合はできなかったということでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町一般会計補正予算(第7号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第16、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における県の保険給付費等交付金の確定に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,576万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区



分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳入から説明いたします。6ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金87万8,000円の減額は、普通交付金の確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目一般被保険者療養給付費89万4,000円の減額は、歳入の普通交付金の確定に伴い、予算調製をするものです。

2項1目一般被保険者高額医療費1万6,000円の増額は、高額療養費の不足分を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第17、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、事業費の確定に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,154万8,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、4ページ、第2表、地方債補正のとおり、地方公営企業会計移行支援業務の事業費確定に伴い、借入限度額を2,550万円に変更するものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事務費、12節委託料については、西和賀町下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務委託料の額確定により20万円を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。7ページをお開きください。9款1項1目下水道事業債、地方公営企業会計移行支援業務委託事業20万円の減額は、事業費の確定に伴い減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第18、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第5号)について)提案理由を申し上げます。

この専決処分は、事業費の確定に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ372万円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,413万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、27節繰入金、一般会計繰入金372万円の減額は、一般会計、7款1項3目観光費の観光費臨時事業において温泉開発事業費補助金の財源として見込んでおりましたが、第4・四半期において補助金申請がなかったことから減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。3款2項1目基金繰入金、温泉開発整備基金繰入金372万円の減額は、事業費の確定に伴い減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第5号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認するこ

とに決定しました。

続いて、日程第19、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、令和4年度末に国が取りまとめた物価高騰対策に盛り込まれた低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と同じように、昨年度末に厚生労働省から示された新型コロナウイルスワクチン接種に関わる令和5年度の実施方針に基づき、それぞれ歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年5月1日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,942万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容については歳出から説明いたします。7ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業278万円の増額は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり5万円を給付する経費について増額するものです。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業364万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種について、診療所などが行う個別接種を促進するための補助金及びシステム改修のための業務委託料を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。16款2項2目民生費国庫補助金278万円及び3目衛生費国庫補助金364万6,000円をそれぞれ増額し、先ほど説明いたしました歳出の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、これから表決に入ります。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第20、休会中における正副議長の行動並びに広報編集常任委員会及び議会運営委員会の開催についてを議題とします。

正副議長は、議会の会期中以外でも各種の会議や行事への出席要請があり、その都度議会の

承認を得ることは難しい状況にあります。また、広報編集常任委員会は、会期中以外にも編集委員会を開催することになり、議会運営委員会は議会を開く前に会期の検討等が必要となることから、この際、その都度の承認を得ることなしに、正副議長の行動並びに広報編集常任委員会及び議会運営委員会の開催を承認することの議決をしておきたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本臨時会の全ての日程を終了いたしました。

これをもって第1回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時32分 閉 会